



発行 東京都

目次

規則

○東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

（環境局自然環境部緑環境課）

一

告示

○都営住宅の廃止

（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）

三

○都営住宅の名称、位置、使用料等

（同）

四

○都営住宅の駐車場の廃止

（同）

五

○都営住宅の駐車場の区画数変更

（同）

五

○平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額

（福祉保健局総務部職員課）

六

○知事指定薬物の指定の失効

（福祉保健局健康安全部薬務課）

六

○東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

（産業労働局農林水産部水産課）

七

○都道の区域変更

（建設局道路管理部路政課）

九

○港湾施設の供用中止（二件）

（港湾局港湾経営部経営課）

二

規則（教）

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

二

告示（公）

○認定教育実施者の届出事項の変更届出

三

○教習指導員審査の実施

三

公告

○当せん金付証券の発売委託

（財務局主計部公債課）

三

○東京体育館の休館日の変更

（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）

五

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日

（同）

五

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更

（同）

六

○駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更

（同）

六

○東京武道館の休館日の変更

（同）

六

○東京武道館の開場時間の変更

（同）

七

○有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更

（同）

七

○武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更

（同）

七

○開発行為に関する工事完了

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）

七

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催

（環境局総務部環境政策課）

七

規則

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第六十三号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第七十三号を第八十七号とし、第七十二号を第八十六号とし、第七十一号の次に次の十四号を加える。

七十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施

設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

七十三 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為をするに。

七十四 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十五 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

七十六 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十九 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の

規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十三 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

八十四 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

八十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第二十五条中第五十四号から第六十七号までを削り、第五十三号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七 認定保護増殖事業等の実施のために別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

第二十五条中第五十二号を第六十五号とし、第四十三号から第五十一号までを十三号ずつ繰り下げ、第四十二号を第五十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十四 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

五十五 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若し

くは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第二十五条中第四十一号を第五十二号とし、第二十三号から第四十号までを十一号ずつ繰り下げ、第二十二号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第二十五条中第二十一号を第三十号とし、第十七号から第二十号までを九号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の九号を加える。

十七 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

十八 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

十九 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

二十一 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

二十二 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第二十八条第一号を次のように改める。

一 第二十五条第一号から第二十五号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十九号から第五十五号まで、第七十二号又は第七十三号に掲げる行為

第五十条第一号中「及び都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号まで」を「並びに都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号まで及び同条第三項各号」に改める。

第五十四条に次の一号を加える。

十 保育所その他の社会福祉施設は、自然ふれあい公園の広場(普通地域内のものに限る。)又は自然公園施設として設けられる建築物(第三条第四号に規定するものに限る。以下この号において同じ。)内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を自然ふれあい公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を自然公園施設として設けられる建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第七百四十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
東砂二丁目第2アパート (1号棟)	江東区東砂二丁目十二番	中層耐火 三六・七平方メートル	五〇戸
東砂二丁目第2アパート (2号棟)	同右	同右	四〇戸
王子アパート (1号棟)	北区王子本町二丁目三十二番	二九・七平方メートル	同右
王子アパート (2号棟)	同右	同右	同右
王子アパート (3号棟)	北区王子本町二丁目三十一番	同右	三三戸
王子アパート (4号棟)	同右	同右	二四戸
王子アパート (5号棟)	北区王子本町二丁目三十番	二七・五平方メートル	一二戸
竹の塚七丁目アパート (6号棟)	足立区竹の塚七丁目十四番	同右 三七・三平方メートル	四〇戸
竹の塚七丁目アパート (7号棟)	同右	同右	同右
竹の塚七丁目アパート (8号棟)	同右	同右	同右
竹の塚七丁目アパート (9号棟)	同右	同右	同右

●東京都告示第七百四十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
粕谷二丁目アパート (2号棟)	世田谷区粕谷二丁目十九番	高層耐火 三四・六平方メートル	二八戸	三三、六〇〇円	七五、一〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、一〇〇円	八七、六〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	七戸	四五、一〇〇円	一〇四、〇〇〇円
同右		同右 三四・六平方メートル	四二戸	三二、六〇〇円	七六、三〇〇円
粕谷二丁目アパート (5号棟)		同右	同右	三八、一〇〇円	八九、一〇〇円
同右		同右 四七・二平方メートル	一四戸	四四、五〇〇円	一〇四、五〇〇円
同右		同右 五七・一平方メートル	同右	五三、九〇〇円	一二六、〇〇〇円
同右		同右 三四・六平方メートル	六戸	三〇、五〇〇円	六六、四〇〇円
上石神井四丁目アパート (6号棟)	練馬区上石神井四丁目二十一番	同右	同右	三五、六〇〇円	七七、五〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	六戸	四二、一〇〇円	九二、〇〇〇円
同右		同右 三四・六平方メートル	一五戸	二八、四〇〇円	六四、八〇〇円
江北四丁目アパート (25号棟)	足立区江北四丁目二十番	中層耐火	同右	三三、一〇〇円	七五、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、二〇〇円	八九、七〇〇円
同右		同右 三四・六平方メートル	一〇戸	二八、四〇〇円	六四、八〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、一〇〇円	七五、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	同右	三九、二〇〇円	八九、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	五戸	二八、四〇〇円	六四、八〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、一〇〇円	七五、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	同右	三九、二〇〇円	八九、七〇〇円
同右		同右 三四・六平方メートル	同右	二八、四〇〇円	六四、八〇〇円
同右		同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、一〇〇円	七五、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	同右	三九、二〇〇円	八九、七〇〇円
同右		同右 四七・八平方メートル	同右	二八、四〇〇円	六四、八〇〇円

●東京都告示第七百四十九号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数

西新井第3アパート駐 足立区西新井本町三七区画
車場 丁目四番

第2鷺の宮アパート駐 中野区白鷺一丁目十 四三区画
車場 二番

●東京都告示第七百五十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
清瀬野塩アパート駐車場	清瀬市野塩二丁目三百八十七番地	三八四区画
上石神井アパート駐車場	練馬区上石神井四丁目二十一番	三二二区画
花畑七丁目アパート駐車場	足立区花畑七丁目十一番	一九区画
宮城一丁目アパート駐車場	足立区宮城一丁目十七番	一九区画

●東京都告示第七百五十一号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、平成三十年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	肝がん・重度肝硬変医療費助成業務専門員	月額	194,400円

附 則

この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

●東京都告示第七百五十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー(一)「ニー(四)エチルニ・五」ジメトキシフェニル)エチル」アミノ」メチル)フェノール及びその塩類(通称名二五E) NBOH、二C E E NBOH)
- (二) 化学名 三ー「一(一)ピペリジニル)シクロヘキシル」フェノール及びその塩類(通称名三ーH O P C P、三ーO H P C P、三ーH y d r o x y l P C P)
- (三) 化学名 キノリンー八ーイルーーベンチルーーHーインダゾールー三ーカルボキシラト及びその塩類(通称名N P B ー二二)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第四百十六号)の施行により、医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成三十年十二月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百五十三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年十二月二十六日東京都告示第八百五十九号）の全部を平成三十一年一月一日付けで次のように変更するの、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、次のように公表する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 東京都の沿岸漁業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を漁場とする島しょ漁業と東京湾を漁場とする内湾漁業から形成されている。

漁業就業者数は972人で、生産量3,400トン、生産額42億円の漁獲実績となっているが、生産の主力は島しょ漁業である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備のため埋立てが進められ、さらに、大型船の航行等により漁場は狭められ、過密化し、漁業を取り巻く諸条件は必ずしも良くない。しかし、近年水質環境は改善され、水産資源も回復しつつあり、自由漁業による生産が行われている。

一方、島しょ地域は、外海孤立型の離島であるため、地形の険しさや季節風等自然条件が厳しいものの、漁業は各島の基幹産業となっており、地域活性化の鍵を大きく握っている。

このように沿岸漁業は、島しょ地域の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割も担っている。

したがって、今後ともこの海域での持続的生産を図るためには、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 東京都の海域は、内湾・伊豆諸島・小笠原諸島海域と広大である。特に伊豆諸島海域は、黒潮の流路に当たることから多種の魚介類が生息し、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成しており、これらの漁業者にとっては非常に重要な漁場となっている。

我が国周辺海域における海洋生物資源の水準は、全体としては、おおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるなか、東京都の海域における海洋生物資源は低水準、減少傾向にあるものが多い。

(3) このようことから、東京都としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理措置を講じてきたところである。この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、内湾を含めた東京都の海域における海洋生物資源の保存及び造成を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、東京都の重要な海洋生物資源については、従来から資源状況の把握に努め、その結果に基づき資源管理措置を行ってきたところである。特に、今後は資源の減少が大きいと認められる資源、東京都の漁業上重要な資源等について、より適切な資源の保存管理を図り、具体的な管理方策を検討するため、たかべ・いさき等についての資源調査の充実を努めることとする。

(5) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源及び第1種指定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(6) 第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量の数量管理及び今後予定している第1種指定海洋生物資源の漁獲可能量の決定と管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く状況・環境等について、より詳細な科学的知見が必要である。このため、国及び関係県との連携を保ちながら、資源調査・研究体制の充実強化を図るとともに、管理体制の整備を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(7) 特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源を含め、全ての海洋生物資源について、その保存及び管理に向けた資源管理型漁業を推進していくこととする。

(8) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(9) 東京都における漁獲可能量制度においては、他県入漁船の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

(10) なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたまぐろの保存管理措置に関する東京都の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について東京都に定められた数量に関する事項
 第1種特定海洋生物資源の平成30年及び平成31年の知事管理量は、以下のとおりである。

〔まさば及びごまさば〕	
平成30年(平成30年7月から平成31年6月まで)	12,000 トン
平成31年(平成31年7月から平成32年6月まで)	注1
(注1) 平成31年まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。	

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
 第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別の数量は定めない。
 また、過去の実績があるものの、資源に対する圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

〔まさば及びごまさば〕	
火光利用さば漁業及び棒受け網漁業	
平成30年(平成30年7月から平成31年6月まで)	11,950 トン
平成31年(平成31年7月から平成32年6月まで)	注2
(注2) 平成31年まさば及びごまさばの数量については、管理の対象となる期間が開する前までに設定する。	

4 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 〔まさば及びごまさば〕

火光利用さば漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。
 また、まさば及びごまさばを漁獲するその他の漁業を含め、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状程度として従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うものとし、この結果、漁獲実績が東京都に定められた数量を超えないよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(3) 東京都の重要な海洋生物資源のうちはまとびうおについては、特に資源の減少が大きいと認められるため、次のとおり資源管理を実施する。

① 資源の動向

はまとびうおは、かつて伊豆諸島を代表する漁獲対象魚種であり、主としてとびうお流し刺し網漁業により漁獲されている。昭和30年から昭和58年までの間、約8百万尾を最高として平均年3百万尾程度の漁獲を続けてきた。その後海況の変動や過度な漁獲の影響等により、昭和59年以降漁獲量は激減し、平成4年から平成30年までの年平均漁獲量は約41万尾となっている。

しかし、ここ数年は徐々にではあるが漁獲量が増加しており、資源の回復傾向が見られる。

② この資源管理措置の目的

東京都の漁業生産は、主に2月から5月頃にかけて操業されるかつおを対象にしたひき網漁業に依存する割合が高く、かつおの好不漁によって漁業経営が大きく左右される漁家が多い。

一方、とびうお流し刺し網漁業は、かつおを対象としたひき網漁業とほぼ同時期に操業されている。そのため、とびうお流し刺し網漁業の生産性の向上及び安定を図り、これらの漁業の兼業等を促進することによって、かつおの好不漁に左右されにくい漁業経営への誘導が可能であると考えられる。

しかし、低水準にある資源を制限なく漁獲したのでは、再び資源の枯渇を招きかねないため、資源の回復及び持続的生産が可能範囲内での漁獲を行う必要がある。

これらのことから、はまとびうお資源が回復の傾向を示す今、持続的生産の実現と漁業経営の安定を目的として、当面の間、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量制度として実施し、その円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理制度に移行するものとする。

③ 漁獲の最高限度数量目標

ア はまとびうお資源について最大持続生産量を実現することができる水準に維持又は回復することを目的として、漁獲の最高限度数量目標(以下「数量目標」という。)を掲げることとする。

イ 数量目標は、はまとびうおの資源状況を基礎とし、はまとびうおに係る漁業経

営その他の事情を勘案して定めるものとする。

ウ 平成31年1月から同年12月までの間はまとびうおの数量目標は、56万尾とする。

なお、採捕の種類別、海域別及び期間別の数量は定めない。

④ 数量目標に関する施策

ア 主としてはまとびうおを漁獲するとびうお流し刺し網漁業については、漁獲努力量と資源量の均衡を保つため、漁業の許可及び起業の認可方針(以下「許認可方針」という。)を定め、許可等をする漁船数の最高限度(以下「許可等の最高限度」という。)等を定める。

イ 許可等の最高限度は、数量目標の達成に資するよう定めるものとする。

ウ 漁獲数量の報告については、とびうお流し刺し網漁業の許認可方針で定めるところとする。

エ はまとびうおの資源状況を正確に把握するため、とびうお流し刺し網漁業を営む漁業者以外の漁業者に対しても、はまとびうおを漁獲した場合は、その数量の報告について協力を求めるものとする。

オ この資源管理措置を円滑に運営するため、東京都は関係漁業者及び団体に対して協力を求めるものとする。

●東京都告示第七百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八王子城山

二 変更の区間 八王子市緑町二十八番一地内から同所九百二十番六地内まで

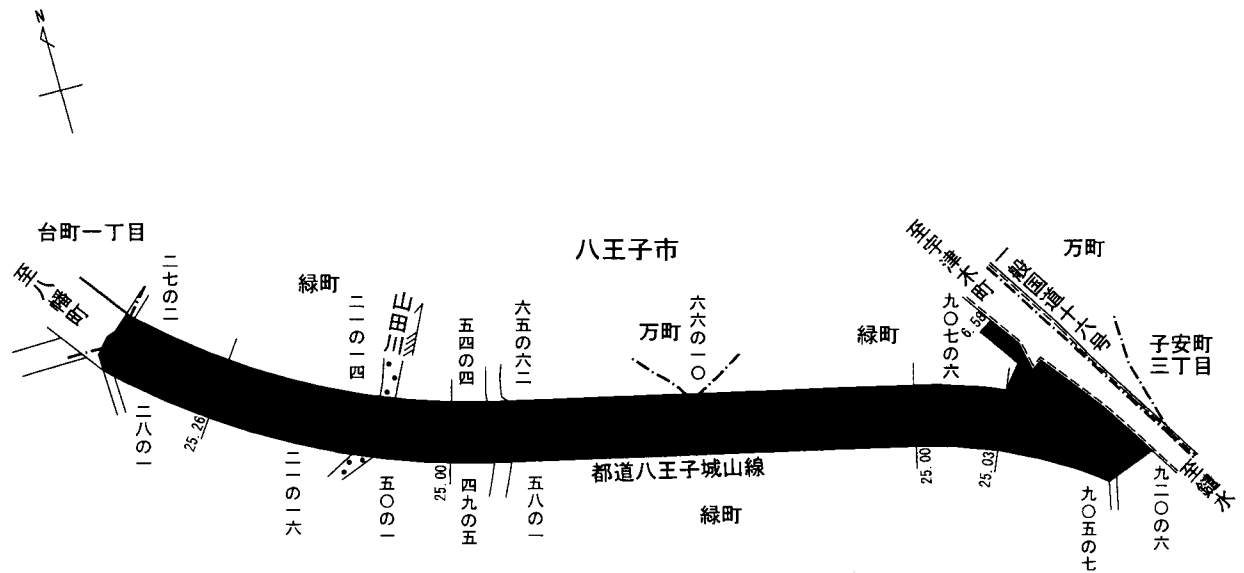
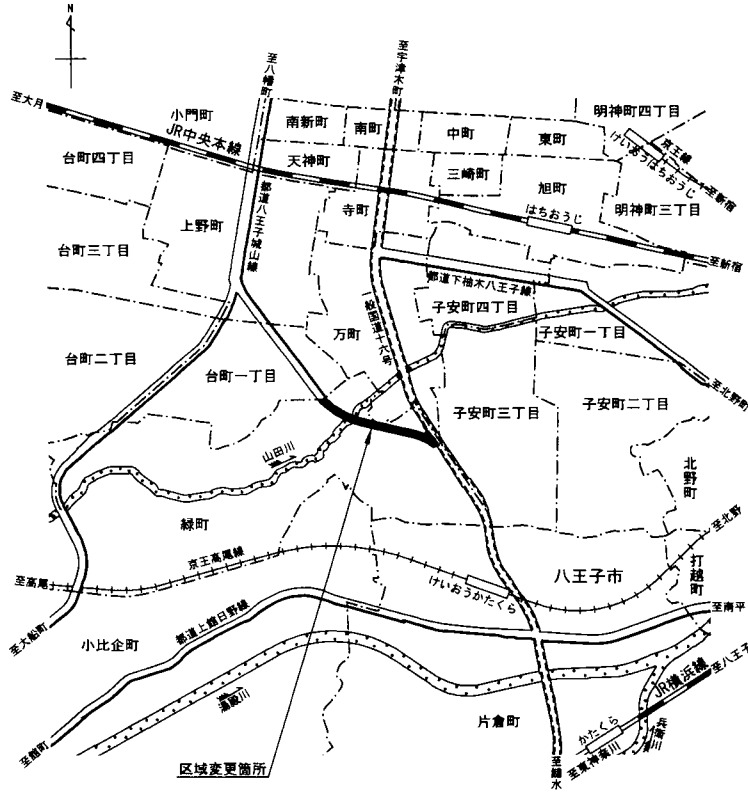
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子城山線区域変更略図
八王子市緑町地内



延長 四三六・六七メートル
面積 一一、二六四・一八平方メートル



●東京都告示第七百五十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種類 名称 級別 規模 所在地 期間

野積 日の出 一級 一、七九四・ 港区海 平成三十一年一月一日

場 ふ頭H 九四平方メー 岸二丁目七番 目七番 月三十一日まで

野積場 トル 目七番 月三十一日まで

●東京都告示第七百五十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種類 名称 所在地 中止期間

船舶給 運搬給 品川区八潮一丁 平成三十一年一月四日

水施設 水施設 目一番三号地先 から同年二月十九日まで

規則(教)

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部

を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中

同 日比谷高等学校

同 日本橋高等学校

同 日比谷高等学校

同 墨田川高等学校

同 墨田川高等学校

同 日本橋高等学校

同 墨田川高等学校

同 墨田川高等学校

同 墨田川高等学校

同 墨田川高等学校

同 墨田川高等学校

同 八王子東特別支援学校

同 あきる野学園

同表東京都西部学校経営支援センターの項中

に改め、

を

に、

を

に、

を

同 八王子特別支援学校

同 七生特別支援学校

同 町田の丘学園

同 八王子東特別支援学校

同 八王子特別支援学校

同 七生特別支援学校

同 清瀬特別支援学校

同 多摩桜の丘学園

同 田無特別支援学校

同 南大沢学園

同 清瀬特別支援学校

同 田無特別支援学校

同 南大沢学園

同 町田の丘学園

同 多摩桜の丘学園

同 あきる野学園

別表第二東京都東部学校経営支援センター支所の項中

同 東京都立両国高等学校附属中学校

同 日本橋高等学校

同 東京都立両国高等学校附属中学校

同 墨田川高等学校

を

に、

を

に改める。

を

に、

を

同 墨田川高等学校
同 日本橋高等学校

同 青山特別支援学校
同 鹿本学園
同 城東特別支援学校

同 青山特別支援学校
同 城東特別支援学校
同 臨海青海特別支援学校
同 鹿本学園

同表東京都西部学校経営支援センター支所の項中
同 村山特別支援学校
同 あきる野学園

同 村山特別支援学校

同 田無特別支援学校
同 青峰学園

同 田無特別支援学校
同 あきる野学園
同 青峰学園

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示(公)

●東京都公安委員会告示第425号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成30年12月28日

東京都公安委員会

委員長 渡 佳 英

記

変更届出 があった 認定教育 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 京成ドラ イビング スクール	代表者の 氏名	天野 貴夫	金子 芳和	平成30年11 月26日

●東京都公安委員会告示第426号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
平成30年12月28日

東京都公安委員会

委員長 渡 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
 - (2) 中型自動車免許教習指導員審査
 - (3) 準中型自動車免許教習指導員審査
 - (4) 普通自動車免許教習指導員審査
 - (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
 - (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
 - (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
 - (8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。
 - 3 審査項目及び審査細目
(1) 教習に関する技能
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能
 - (2) 教習に関する知識
ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識
 - 4 審査細目の免除
規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者
 - 5 審査の日時及び場所

(1) 日時
平成31年2月4日(月曜日)から同月8日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所
警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時
平成31年1月17日(木曜日)及び同月18日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成31年1月4日(金曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料
大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2-1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)

(2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7250-5264

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定め

られた日までに申請してください。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百二十五回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成三十一年四月一日から同月十六日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して九千万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千八百二十七万三千六百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千二百八十四万円

九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千四百二十六回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 一億二千万円 百二十万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成三十一年四月一日から同月二十三日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して五千九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千二百一十一万二千九百五十六円

八 その他発売経費 発売総額に対して八百四十一万二千円

<p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して千四百二万円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>八 その他発売経費 発売総額に対して千二百六十一万八千円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称 第二千四百二十七回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億四千万円 七十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年四月十七日から同月三十日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六千三百万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千二百六十九万六千二百六十四円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して八百九十八万八千円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千四百二十九回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億八千万円 九十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年五月一日から同月二十日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千六百四十五万四千九百八十八円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千五百五十五万六千円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千四百三十一回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年五月二十二日から同年六月十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して九千万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千八百二十七万三千六百円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千二百八十四万円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称 第二千四百二十八回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年四月二十七日から同年五月十四日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千四百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千二十五万九百七十二円</p>	<p>一 名称 第二千四百三十回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億八千万円 百八十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年五月十五日から同月二十八日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して七千二百五十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千八百二十万六千円</p>	<p>一 名称 第二千四百三十二回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年五月二十九日から同年六月十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億七千七百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務</p>

<p>四 囲のうち発売企画を除く全ての事務 のうちの発売総額に對して三千六百十萬五 千三百七十二円</p> <p>七 売りさばき及び当 せん金支払手数料 発売総額に對して二千四百五十六 萬円</p> <p>八 その他 平成三十一年一月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に對して八千萬元</p> <p>六 委託対象事務の範 囲 当せん金付証票の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当 せん金支払手数料 発売総額に對して千六百四十五萬 四千九百八十八円</p> <p>八 その他 発売総額に對して千五百五十五萬六 千円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。</p> <p>十 その他</p>	<p>館の施設の休館日を次のように変更する。 平成三十年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 メインアリーナ、陸上競技場、サブアリーナ、屋内プ ール、トレーニンングルーム、健康体力相談室及び研修室 臨時休館 平成三十一年一月四日から同年三月三十一 日まで</p> <p>二 理由 施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため、臨時 休館する。</p> <p>駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に ついて</p> <p>東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第 七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック 公園総合運動場の施設を次のように休館する。 平成三十年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 (一) 陸上競技場 平成三十一年一月七日、同月十五日、同月二十一日、 同月二十八日、同年二月四日、同月十二日、同月十八 日、同月二十五日、同年三月四日、同月十一日、同月 十八日及び同月二十五日 (二) 第一球技場、第二球技場及び軟式野球場 平成三十一年一月七日、同月二十一日、同年二月十 八日、同月二十五日、同年三月四日及び同月十八日</p>
<p>一 名称 第二千四百三十三回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億八千万円 百八十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年六月十二日から同月 二十五日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に對して七千二百五十萬 円</p> <p>六 委託対象事務の範 囲 当せん金付証票の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当 せん金支払手数料 発売総額に對して千八百二十萬六 千七百四十八円</p> <p>八 その他 発売総額に對して千二百六十一萬 八千円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。</p> <p>十 その他</p>	<p>一 名称 第二千四百三十五回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百萬枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年六月二十六日から同 年七月九日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に對して一億七千九百九 十萬円</p> <p>六 委託対象事務の範 囲 当せん金付証票の発売に係る事務 のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当 せん金支払手数料 発売総額に對して三千六百十二萬 四千九百九十二円</p> <p>八 その他 発売総額に對して二千四百五十六 萬円</p> <p>九 受託申請期限 平成三十一年一月十六日 受託事務の履行は、当せん金付証 票法その他関係通達による。</p> <p>十 その他</p>	<p>東京都体育館の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第 七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育</p>
<p>一 名称 第二千四百三十四回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億八千万円 九十萬枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十一年六月十二日から同年 七月一日まで</p>	<p>東京体育館の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第 七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育</p>	<p>館の施設の休館日を次のように変更する。 平成三十年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 (一) 陸上競技場 平成三十一年一月七日、同月十五日、同月二十一日、 同月二十八日、同年二月四日、同月十二日、同月十八 日、同月二十五日、同年三月四日、同月十一日、同月 十八日及び同月二十五日 (二) 第一球技場、第二球技場及び軟式野球場 平成三十一年一月七日、同月二十一日、同年二月十 八日、同月二十五日、同年三月四日及び同月十八日</p>

(三) 補助競技場

平成三十一年一月七日、同月二十一日、同年二月十八日、同月二十五日、同年三月四日及び同月十八日

(四) テニスコート

平成三十一年一月七日、同月二十一日、同年二月十八日、同月二十五日、同年三月四日及び同月十八日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の

変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成三十一年一月二日及び同月三日

(二) 体育館

臨時開館 平成三十一年一月三日

臨時休館 平成三十一年一月七日、同年二月二十五日及び同年三月四日

(三) 第一球技場、第二球技場、軟式野球場、テニスコート、トレーニングルーム及び弓道場

臨時開館 平成三十一年一月三日

屋内球技場

(四) 屋内球技場

臨時開館 平成三十一年一月三日及び同月二十一日

臨時休館 平成三十一年一月七日、同年二月二十五日及び同年三月四日

(五) 硬式野球場

臨時休館 平成三十一年一月四日から同年三月三十一日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間

の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成三十一年一月二十八日、同年二月四日及び同年三月十一日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成三十一年一月十五日、同月二十八日、同年二月四日、同年三月十一日及び同月二十五日

午前十時三十分から午後零時三十分まで

平成三十一年一月三日から同年三月三十一日まで

イ

平成三十一年一月三日から同年三月三十一日まで

の(二)アの期日を除く開館日

午前十時三十分から午後四時三十分まで

(三) トレーニングルーム

平成三十一年一月三日から同年三月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成三十一年一月三日から同年三月三十一日まで

の(三)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十一年一月三日及び同月二十一日

臨時休館 平成三十一年一月二十八日及び同月二十九日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成三十一年一月三日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 期日

臨時休館 平成三十一年一月四日から同年三月二十五日まで

二 理由

施設設備の改修工事のため臨時休館する。

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 期日

臨時休館 平成三十一年一月二日から同年三月三十一日まで

二 理由

施設設備の改修工事のため臨時休館する。

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室及び多目的スペース
臨時開館 平成三十一年一月二十一日、同年二月十日及び同年三月十八日

臨時休館 平成三十一年一月十六日及び同年二月十七日

(二) 屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成三十一年一月二十一日、同年二月八日及び同年三月十八日
臨時休館 平成三十一年一月十六日、同年二月二十七日及び同年三月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市中央一丁目五十八番の二
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺一裕

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評

審査案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次とおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成三十年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成三十一年二月五日(火曜日)午後一時三十分開始

二 場所

角筈地域センター レクリエーションホール

新宿区西新宿四丁目三十三番七号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成三十一年一月十一日(金曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価審査案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

